

令和6年3月1日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会資料

(令和6年2月27日付託分)

企 業 庁

目 次

ページ

令和6年度公営企業会計当初予算

I	令和6年度当初予算額総括表	1
II	当初予算額対前年度比較表	2
III	水道事業の概要	
1	主要事業体系図	3
2	水道料金収入	4
3	水道利用加入金収入	4
4	主要事業の概要	5
IV	電気事業の概要	
1	主要事業体系図	9
2	電力料金収入	10
3	主要事業の概要	11
V	公営企業資金等運用事業の概要	13
VI	相模川総合開発共同事業の概要	14
VII	酒匂川総合開発事業の概要	14
	【主要事業関係資料】	
資料1	管路更新推進事業	15
資料2	浄水場の再整備（寒川浄水場）	16
資料3	浄水場の再整備（谷ヶ原浄水場）	17
資料4	水道施設耐震化事業	18
資料5	水道施設浸水対策事業	19
資料6	水道施設停電対策事業	20
資料7	水道施設脱炭素化事業	21
資料8	データ連携強化事業	22
資料9	管路口径最適化推進事業	23
資料10	相模ダムリニューアル事業	24
資料11	「蓄電所」導入可能性の調査	25
資料12	発電設備業務支援システム構築事業	26

議案（条例その他）

VIII	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例の概要	27
------	-------------------------	----

令和5年度2月補正予算

IX	令和5年度2月補正予算（その1）総括表	28
X	令和5年度2月補正予算（その2）総括表	30

議案（令和5年度 条例その他）

XI 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例の概要…………… 32

I 令和6年度当初予算額総括表

新たな計画を着実に推進し、災害への対策と脱炭素化・DX化を加速します！

- 新たな水道事業経営計画及び電気・ダム管理事業計画の初年度であり、水道管路の更新や、老朽化した相模ダムの「リニューアル事業」など、主要な取組を着実に推進します。
- 大規模地震の発生に備え、水道施設の耐震化を進めるとともに、近年の台風などによる大規模な水害の教訓等を踏まえ、浸水、停電対策の充実など、風水害への備えを強化します。
- 脱炭素社会の実現に向けて、水道施設の省エネルギー化に加え、再生可能エネルギーをためる取組などを進めるとともに、経営基盤の強化に向けたDXの推進など、将来を見据えた取組を推進します。

(単位 千円)

会計名	勘定区分	収入 予算額	支出 予算額	備 考
水道事業会計	損益	63,015,385	59,308,115	当年度利益剰余金 1,323,792
	資本	21,084,557	40,785,542	補填財源使用額 19,700,985
	計	84,099,942	100,093,657	
電気事業会計	損益	11,840,189	8,890,873	当年度利益剰余金 2,691,090
	資本	354,276	3,551,718	補填財源使用額 3,197,442
	計	12,194,465	12,442,591	
公営企業資金等 運用事業会計	損益	967,197	668,082	当年度利益剰余金 320,404
	資本	3,984,421	4,592,498	補填財源使用額 608,077
	計	4,951,618	5,260,580	
相模川総合開発 共同事業会計	損益	2,527,023	2,527,023	当年度利益剰余金 0
	資本	299,627	299,627	
	計	2,826,650	2,826,650	
酒匂川総合開発 事業会計	損益	2,093,000	2,093,000	当年度利益剰余金 0
	資本	10,810	10,810	
	計	2,103,810	2,103,810	
合 計	損益	80,442,794	73,487,093	当年度利益剰余金 4,335,286
	資本	25,733,691	49,240,195	補填財源使用額 23,506,504
	計	106,176,485	122,727,288	

(注) 金額は、表示単位未満切捨てのため合計と符合しないことがある(次頁以降同様)。

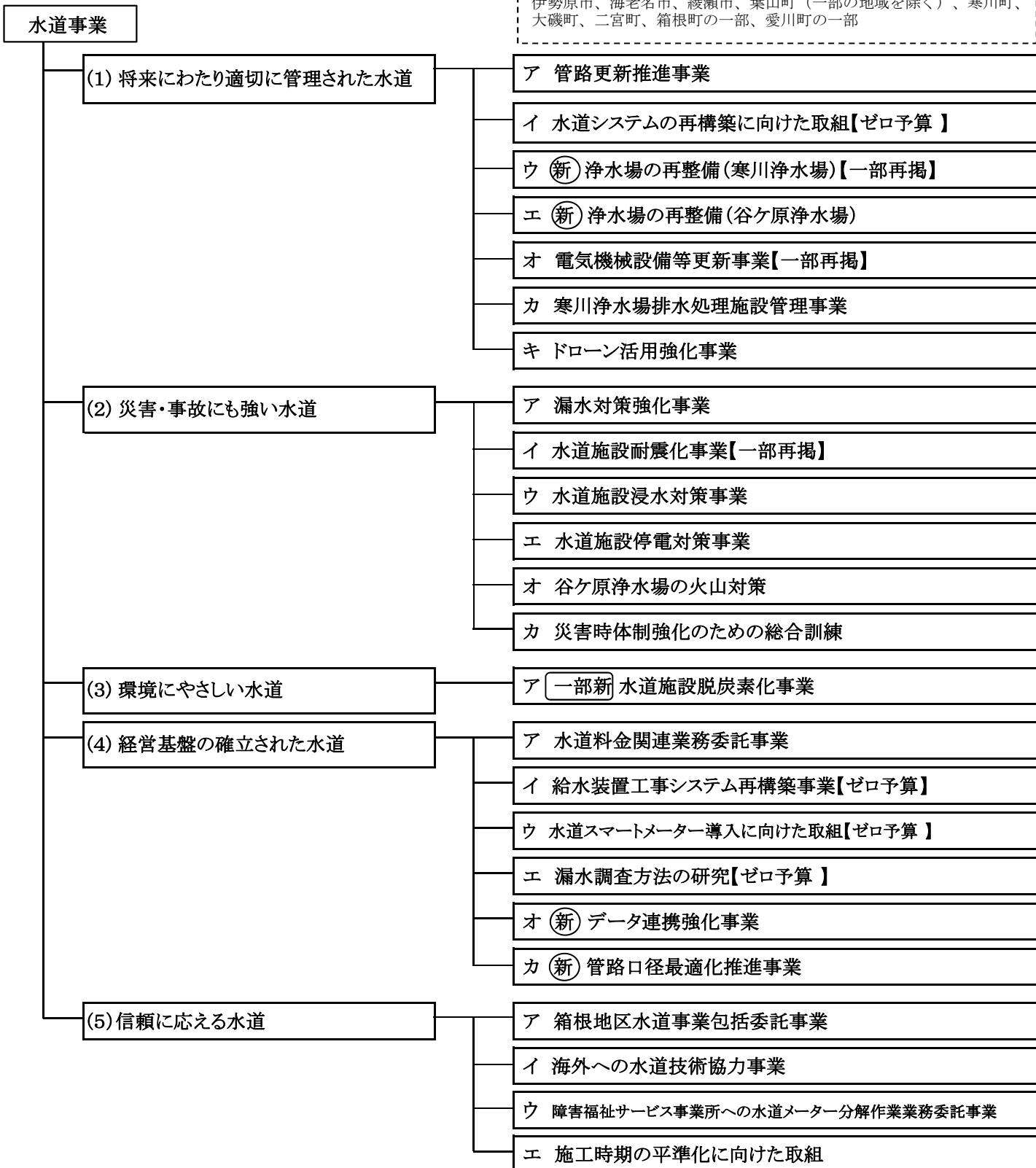
Ⅱ 当初予算額対前年度比較表

(単位 千円)

会計名	勘定区分	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	増減	区分	令和6年度	令和5年度	増減	
水道事業会計	損益	収入	63,015,385	60,831,758	2,183,627	当年度 利益剰余金	1,323,792	347,929	975,863
		支出	59,308,115	58,021,050	1,287,065				
	資本	収入	21,084,557	21,122,566	△38,009	補填財源 使用額	19,700,985	20,444,902	△743,917
		支出	40,785,542	41,567,468	△781,926				
	計	収入	84,099,942	81,954,324	2,145,618				
		支出	100,093,657	99,588,518	505,139				
電気事業会計	損益	収入	11,840,189	8,567,331	3,272,858	当年度 利益剰余金	2,691,090	129,521	2,561,569
		支出	8,890,873	8,303,342	587,531				
	資本	収入	354,276	704,888	△350,612	補填財源 使用額	3,197,442	1,853,983	1,343,459
		支出	3,551,718	2,558,871	992,847				
	計	収入	12,194,465	9,272,219	2,922,246				
		支出	12,442,591	10,862,213	1,580,378				
公営企業資金等 運用事業会計	損益	収入	967,197	875,311	91,886	当年度 利益剰余金	320,404	239,206	81,198
		支出	668,082	693,139	△25,057				
	資本	収入	3,984,421	4,442,853	△458,432	補填財源 使用額	608,077	3,826,046	△3,217,969
		支出	4,592,498	8,268,899	△3,676,401				
	計	収入	4,951,618	5,318,164	△366,546				
		支出	5,260,580	8,962,038	△3,701,458				
相模川総合開発 共同事業会計	損益	収入	2,527,023	2,393,507	133,516	当年度 利益剰余金	0	0	-
		支出	2,527,023	2,393,507	133,516				
	資本	収入	299,627	270,845	28,782	補填財源 使用額	-	-	-
		支出	299,627	270,845	28,782				
	計	収入	2,826,650	2,664,352	162,298				
		支出	2,826,650	2,664,352	162,298				
酒匂川総合開発 事業会計	損益	収入	2,093,000	1,552,079	540,921	当年度 利益剰余金	0	0	-
		支出	2,093,000	1,552,079	540,921				
	資本	収入	10,810	39,437	△28,627	補填財源 使用額	-	-	-
		支出	10,810	39,437	△28,627				
	計	収入	2,103,810	1,591,516	512,294				
		支出	2,103,810	1,591,516	512,294				
合 計	損益	収入	80,442,794	74,219,986	6,222,808	当年度 利益剰余金	4,335,286	716,656	3,618,630
		支出	73,487,093	70,963,117	2,523,976				
	資本	収入	25,733,691	26,580,589	△846,898	補填財源 使用額	23,506,504	26,124,931	△2,618,427
		支出	49,240,195	52,705,520	△3,465,325				
	計	収入	106,176,485	100,800,575	5,375,910				
		支出	122,727,288	123,668,637	△941,349				

Ⅲ 水道事業の概要

1 主要事業体系図



2 水道料金収入

年度		令和6年度 (当初)	令和5年度 (当初)	前年度対比
区分				
給水区域		12市6町	12市6町	-
給水戸数		1,429,313戸	1,419,548戸	100.7%
給水人口		2,871,529人	2,864,497人	100.2%
水道料金		54,453,717千円	52,265,334千円	104.2%
(旧料金体系 (用途別))	家事用	19,662,214	35,543,274	55.3%
	業務用	9,415,117	15,447,843	60.9%
	浴場用	35,476	25,435	139.5%
	一時用	119,856	253,586	47.3%
	分水	995,196	995,196	100.0%
(新料金体系 (口径別))	13-25mm	19,110,058	-	皆増
	30-75mm	3,428,831	-	皆増
	100mm以上	1,686,969	-	皆増

(参考) 給水量

(単位: m³)

年度		令和6年度 (当初)	令和5年度 (当初)	前年度対比
区分				
年間総給水量		299,514,138	307,745,876	97.3%
(旧料金体系 (用途別))	家事用	139,895,549	250,653,649	55.8%
	業務用	29,556,480	48,329,919	61.2%
	浴場用	514,041	358,053	143.6%
	一時用	187,678	394,255	47.6%
	分水	8,010,000	8,010,000	100.0%
(新料金体系 (口径別))	13-25mm	106,181,610	-	皆増
	30-75mm	10,939,367	-	皆増
	100mm以上	4,229,413	-	皆増

3 水道利用加入金収入

年度		令和6年度 (当初)	令和5年度 (当初)	前年度対比
区分				
対象戸数		14,264戸	13,350戸	106.8%
水道利用加入金		1,962,811千円	1,919,007千円	102.3%

備考 旧料金体系(用途別)のうち「浴場用」、「分水」については料金改定後を含む。

4 主要事業の概要

(1) 将来にわたり適切に管理された水道

ア 管路更新推進事業

213億 1,482万円

順次更新時期を迎える水道管路に対して、災害発生時における被害の抑制や早期復旧などの効果に着目した「戦略的な管路整備」を推進し、基幹管路の耐震適合率を30年間で100%とすることなどを目指した取組を行う。(資料1 (P15))

イ 水道システムの再構築に向けた取組【ゼロ予算】

—

県内5事業者(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団)で、現在11ヶ所ある浄水場を8ヶ所に統廃合するなど、水道システムの再構築に向けた取組を進める。

新 ウ 浄水場の再整備(寒川浄水場)【一部再掲】

7億 6,323万円

「水道システムの再構築」に向け、寒川第2浄水場を令和12年度を目途に廃止することとし、廃止後も安定的な給水を継続するために必要な整備に取り組む。(資料2 (P16))

新 エ 浄水場の再整備(谷ヶ原浄水場)

5,176万円

谷ヶ原浄水場の土木施設や電機設備が今後更新の時期を迎えることから、脱炭素化や自然災害・セキュリティ対策を踏まえた、浄水処理施設全体の再整備を行う。(資料3 (P17))

オ 電気機械設備等更新事業【一部再掲】

31億 1,562万円

安定給水の確保を図るため、浄水場、配水池、ポンプ所等の老朽化した電気設備などを更新する。

カ 寒川浄水場排水処理施設管理事業

6億 8,136万円

浄水場施設の効率的で効果的な事業運営を図るため、寒川浄水場排水処理施設の維持管理及び運営をPFI事業として実施する。

(債務負担行為 206億4,600万円 平成15年度から令和7年度)

キ ドローン活用強化事業

102万円

効率的な施設点検と災害時における迅速な状況確認を実現するため、ドローンを水管橋など近接して目視が困難な水道施設の点検に活用する。

(2) 災害・事故にも強い水道

ア 漏水対策強化事業 2億 4,612万円

漏水事故を未然防止するため、基幹管路や国県道に埋設されている老朽管等の漏水調査を実施する。

イ 水道施設耐震化事業【一部再掲】 219億 7,924万円

地震災害等による発災直後の断水戸数の減少や復旧日数を短縮するため、「戦略的な管路整備」による管路の耐震化を進めるとともに、配水池等の耐震化にも取り組む。

(資料4 (P18))

ウ 水道施設浸水対策事業 1億 4,682万円

相模川、目久尻川の氾濫で想定される浸水に対し、令和33年度まで運転を継続する予定の寒川第3浄水場の浸水防止対策を実施する。(資料5 (P19))

エ 水道施設停電対策事業 1億 6,844万円

配水池へ水道水を供給する揚水ポンプ所の停電対策のため、電源車等から電力の供給を受けることができるようにポンプ所受電設備の更新を行う。(資料6 (P20))

・受電設備の更新

(債務負担行為 1億4,020万円 令和5年度から令和6年度)

オ 谷ヶ原浄水場の火山対策 — 万円※

富士山が噴火した場合の降灰による原水水質の変化に対応するため、水の濁りを固めるための凝集剤(PAC)注入施設の増強・更新を行う。

(債務負担行為 9億9,806万円 令和6年度から令和8年度)

カ 災害時体制強化のための総合訓練 50万円

大規模な災害発生時における速やかな応急復旧活動の体制強化を図るため、管工事業者と応急復旧工事等に係る合同訓練を行う。

(3) 環境にやさしい水道

一部新

ア 水道施設脱炭素化事業 2億 8,639万円

脱炭素社会の実現に向け、水道施設の脱炭素化をさらに進めるため、設備の高効率化や照明器具のLED化を行うとともに、電気事業で発電した電力の寒川浄水場での活用等により、浄水場におけるCO₂排出量を大幅に削減する。(資料7 (P21))

(債務負担行為 1億6,302万円 令和5年度から令和6年度)

※ 複数年の債務負担行為を設定しているが、初年度(令和6年度)の支出を伴わないため、支出予算額としては「— 万円」と記載している。

(4) 経営基盤の確立された水道

ア 水道料金関連業務委託事業 16億 405万円

水道営業所における料金関連業務について、より一層の業務効率化を図るため、メーター検針業務、未納整理業務、窓口収納業務等の料金取扱業務を一括して民間事業者へ委託する。

(債務負担行為 26億6,251万円 令和3年度から令和6年度)

(債務負担行為 12億2,540万円 令和4年度から令和7年度)

(債務負担行為 13億6,323万円 令和5年度から令和8年度)

(債務負担行為 30億6,184万円 令和6年度から令和9年度)

イ 給水装置工事システム再構築事業【ゼロ予算】 —

紙による窓口申請のみとなっている給水装置工事申請について、利便性の向上と業務の効率化を図るため、業務全体の見直しを行うとともに、申請手続の電子化に向けた給水装置工事システムの再構築を進める。

ウ 水道スマートメーター導入に向けた取組【ゼロ予算】 —

水道スマートメーターの早期導入と電気・水道の共同検針の実現に向けて、東京電力パワーグリッド株式会社と共同で、水道メーターから電力メーターを通して検針データを集約するまでの環境の開発に必要な調整及びフィールドテストに向けた準備を行う。

エ 漏水調査方法の研究【ゼロ予算】 —

従来の音聴調査等で発見困難な漏水も早期に発見できるよう、水道管内調査装置等の技術を民間企業と共同研究するなど、効果的な漏水調査方法の研究を行う。

⑨ オ データ連携強化事業 5,439万円

別システムで管理している浄水場や配水池などの「送配水量」とお客さまの「使用水量」のデータを連携することにより、配水系統ごとに集計・解析し、漏水の早期発見などを可能とするための機能を導入する。(資料8 (P22))

⑨ カ 管路口径最適化推進事業 641万円

水需要の減少傾向に対応した「管路のダウンサイジング(小口径化)」を推進するため、現在の管路情報システムに広範囲を一括して解析できる「口径縮小計画支援機能」を追加し、業務の効率化を図る。(資料9 (P23))

(5) 信頼に応える水道

ア 箱根地区水道事業包括委託事業 11億 4,831万円

水道事業における公民連携モデルを普及させるため、中小規模事業体においても活用可能なモデルの確立を目指し、箱根地区において平成26年度から開始した水道事業の包括委託について、現行委託（平成31年度から令和5年度・第2期）に引き続き第3期としての委託を令和6年度から令和15年度まで実施する。

（債務負担行為 122億7,763万円 令和5年度から令和15年度）

イ 海外への水道技術協力事業 674万円

企業庁が培ってきた技術力等を活かし、海外の公衆衛生向上に貢献するため、ベトナム・ランソン省と締結した覚書に基づき、水量管理計画立案の指導や研修等を実施し、技術協力を進める。

ウ 障害福祉サービス事業所への水道メーター分解作業業務委託事業 698万円

障害福祉サービス事業所の受注拡大と障がい者の経済的自立の促進等に寄与するため、処分予定の使用済水道メーターを分解し分別する作業を給水区域内の障害福祉サービス事業所に委託する。

・委託数量 36,000個

エ 施工時期の平準化に向けた取組

県内中小企業への支援対策として、年間を通じて切れ目のない事業展開ができるよう、工期が12ヶ月未満の工事でも年度にとらわれず機動的に工事発注するため債務負担行為（ショート債務）※を設定する。

※令和6年度設定工事本数40本（令和5年度設定工事本数42本）

（債務負担行為 30億5,505万円 令和6年度から令和7年度）

参考 ゼロ県債の設定（当該年度の支出がゼロの県費債務負担行為）

令和5年度11月補正予算（令和5年12月18日議決）

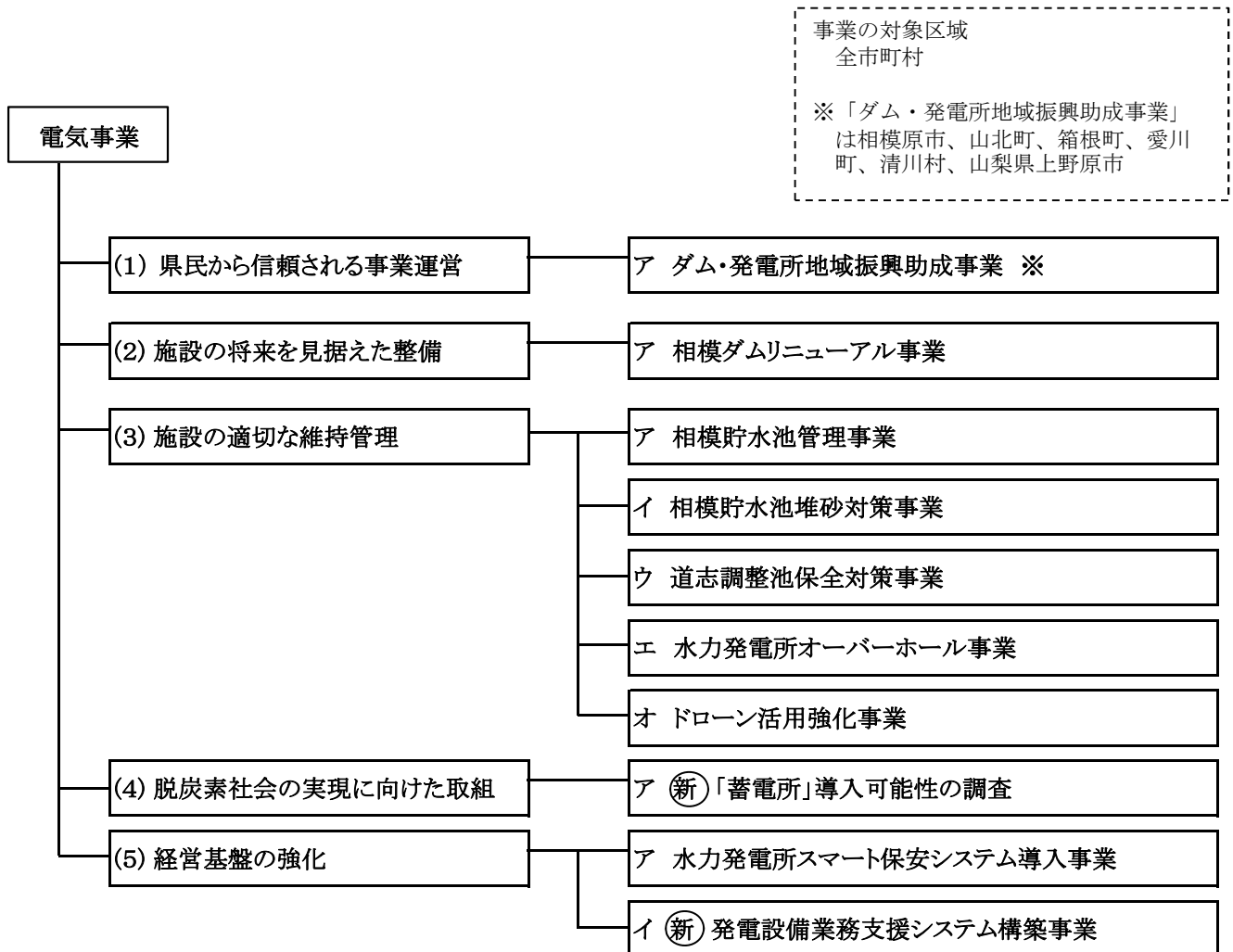
設定工事本数 77本（債務負担行為 64億7,744万円 令和5年度から令和6年度）

<内訳>

・水道事業会計	70本	50億7,855万円
・電気事業会計	5本	12億4,759万円
・相模川総合開発共同事業会計	1本	2,157万円
・酒匂川総合開発事業会計	1本	1億2,972万円

IV 電気事業の概要

1 主要事業体系図



2 電力料金収入

(1) 水力発電による収入

(単位 千円)

年度 発電所	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減額	前年度対比
相模発電所等 (14箇所)	9,145,138	5,914,472	3,230,666	154.6%

(2) 太陽光発電による収入

(単位 千円)

年度 発電所等	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減額	前年度対比
愛川太陽光発電所等 (3箇所)	119,074	120,276	△1,202	99.0%

(参考) 令和6年度発電所別年間目標供給電力量

(単位 kWh)

発電所名		電力量	発電所名		電力量
水力発電	相模発電所	115,697,000	水力発電	玄倉第2発電所	0
	津久井発電所	94,707,000		柿生発電所	3,633,000
	道志第1発電所	20,109,000		小計	343,249,990
	道志第2発電所	6,743,000		城山発電所	376,000,000
	道志第3発電所	2,649,000		水力発電計	719,249,990
	道志第4発電所	310,000	太陽光発電	谷ヶ原太陽光発電所	946,041
	愛川第1発電所	68,874,000		愛川太陽光発電所	1,835,805
	愛川第2発電所	6,211,000		城山第2ソーラーガーデン	21,122
	早戸川発電所	459,990		太陽光発電計	2,802,968
	早川発電所	7,155,000			
	玄倉第1発電所	16,702,000	合計		722,052,958

3 主要事業の概要

(1) 県民から信頼される事業運営

ア ダム・発電所地域振興助成事業 1,800万円

県営電気事業に対する理解・協力と地域振興に資するため、発電所等所在市町村が実施するダム・発電所を活用した事業に対して助成を行う。

(2) 施設の将来を見据えた整備

ア 相模ダムリニューアル事業 16億 4,126万円

相模ダムを将来にわたり健全に保ち、ダムの機能を維持するため、令和5年度に策定した実施計画に基づき、老朽化したダムのゲート等の取替えや、ダム直下の洗堀された河床等の保護を行うための本体工事等に着手する。(資料10(P24))

(継続費 109億6,300万円 令和6年度から令和10年度)

(3) 施設の適切な維持管理

ア 相模貯水池管理事業 6億 6,701万円

発電用水及び水道水の安定供給を図るため、相模ダム・沼本ダム諸設備の整備等を行う。

イ 相模貯水池堆砂対策事業 20億 5,599万円

相模貯水池の上流域の災害防止と有効貯水容量の維持を図るため、相模貯水池堆砂対策事業計画に基づき堆積土砂の除去等を行う。

・堆積土砂しゅんせつ工事 15万m³

ウ 道志調整池保全対策事業 3億 8,416万円

道志調整池の上流域の災害防止と発電使用水量の確保を図るため、堆積土砂の除去等を行う。

エ 水力発電所オーバーホール事業 7,282万円

電力の安定供給を図るため、道志第4発電所及び早川発電所発電機の大規模な修繕(オーバーホール)等を行う。

・早川発電所オーバーホール

(債務負担行為 11億3,853万円 令和6年度から令和8年度)

オ ドローン活用強化事業 149万円

効率的な施設点検と災害時における迅速な状況確認を実現するため、ドローンをダム施設などの点検に活用する。

(4) 脱炭素社会の実現に向けた取組

⑨ ア 「蓄電所」導入可能性の調査 2,906万円

再生可能エネルギーを蓄え有効活用するため、「蓄電所」の新規導入に向け、設置場所や概算工事費、採算性等の調査を行う。(資料11 (P25))

(5) 経営基盤の強化

ア 水力発電所スマート保安システム導入事業 6,880万円

水力発電所の効率的な保守管理の実現と停止時間の短縮を目的に、設備の状態信号や計測値などのデータを遠隔で収集・解析が可能となるスマート保安システムの導入を、令和3年度に試行的に導入を行った結果を踏まえ、計画的に進める。

(債務負担行為 1億 462万円 令和5年度から令和6年度)

⑨ イ 発電設備業務支援システム構築事業 1,687万円

電力の自由化に対応した「最適な事業管理体制」の確立を目指し、発電所の工事・点検作業スケジュール等のデータを一括管理・共有化する「業務支援システム」を構築する。(資料12 (P26))

V 公営企業資金等運用事業の概要

1 主要事業の概要

事業の対象区域
 全市町村
 ※「地域振興施設等整備事業」は横浜市、川崎市及び
 相模原市の一部は対象外

(1) 資金・資産の効果的な活用

ア 水道事業会計への長期貸付金

44億円

(単位 千円)

区分	貸付総額	令和5年度末 貸付残高	令和6年度		令和6年度末 貸付残高
			貸付額	償還額	
水道事業会計	78,900,000	54,375,136	4,400,000	3,652,904	55,122,232
相模原市	198,660	23,136	-	9,477	13,659
計	79,098,660	54,398,273	4,400,000	3,662,381	55,135,891

(2) 情報収集・情報発信の強化

ア LINEによる情報発信

947万円

コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、突発断水等に関する情報やダム放流情報などを効果的に発信する。

Ⅵ 相模川総合開発共同事業の概要

1 主要事業の概要

事業の対象区域（事業者）
神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市

（1）貯水池等の管理

ア 城山ダム施設管理事業 18億 9,751万円

城山ダム施設の適正な運営を行うため、ダム施設及び城山貯水池（津久井湖）の維持管理等保全対策を行う。

- ・放流警報設備更新工事

（債務負担行為 4,488万円 令和5年度から令和6年度）

- ・地震観測装置更新工事

（債務負担行為 1,061万円 令和5年度から令和6年度）

- ・受変電設備更新工事

（債務負担行為 3億8,797万円 令和5年度から令和7年度）

- ・放流警報設備更新工事

（債務負担行為 1億7,275万円 令和6年度から令和7年度）

- ・I T V設備更新工事

（債務負担行為 6,766万円 令和6年度から令和7年度）

① イ 城山貯水池の堆砂対策 1億 5,488万円

城山貯水池の上流域の災害防止を図るため、令和元年東日本台風の襲来によって、貯水池上流域と道志川合流地点に堆積した土砂の除去を行う。

Ⅶ 酒匂川総合開発事業の概要

1 主要事業の概要

事業の対象区域（事業者）
神奈川県、神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社

（1）貯水池等の管理

ア 三保ダム施設管理事業 11億 1,186万円

三保ダム施設の適正な運営を行うため、ダム施設の維持管理等保全対策を行う。

- ・受変電設備修理工事

（債務負担行為 931万円 令和5年度から令和6年度）

イ 貯水池等保全対策事業 9億 4,743万円

三保貯水池（丹沢湖）の保全を図るため、堆積土砂の除去等を行う。

- ・玄倉川堆砂対策工事

（債務負担行為 1億5,270万円 令和5年度から令和6年度）

- ・流芥処理施設更新工事

（債務負担行為 3億3,649万円 令和6年度から令和7年度）

管路更新推進事業

1 目的

順次更新時期を迎える水道管路に対して、災害発生時における被害の抑制や早期復旧などの効果に着目した「戦略的な管路整備」を推進し、基幹管路の耐震適合率を30年間で100%とすることなどを目指した取組を行う。

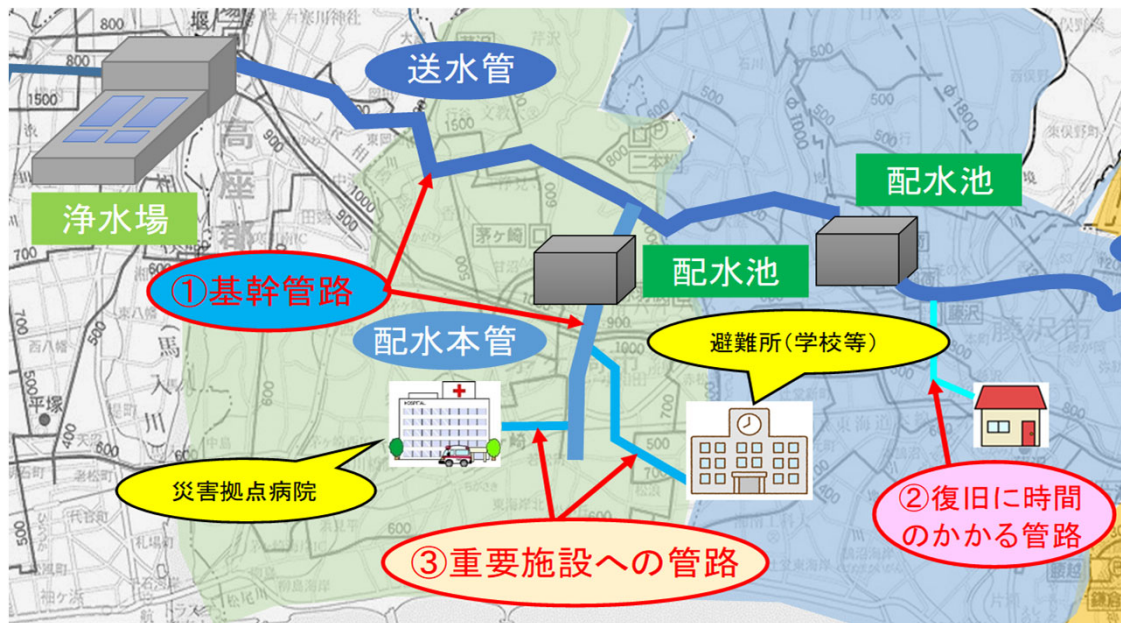
2 予算額

213億1,482万円

3 事業内容

「戦略的な管路整備」として、「①断水の影響が広範囲に及ぶ基幹管路の更新に重点化」、「②復旧に時間がかかる管路を優先的に更新」、「③災害時に拠点となる重要施設への供給管路を優先して更新」に取り組むこととし、発災直後の断水戸数の減少や復旧日数の短縮を目指す。

イメージ図



<30年後被災時の試算>

30年後	総更新延長 (km/年)	基幹管路耐震適合率	全管路耐震管率	施設整備の効果		
				発災直後断水戸数(戸)	延べ断水戸数(戸)	復旧日数(日)
2020(R2)年度ペースでの耐震化	76	86%	48%	64万	1,103万	30
戦略的な管路更新での耐震化	83	100%	51%	11万	112万	18

⑧ 浄水場の再整備（寒川浄水場）

1 目的

「水道システムの再構築」に向け、寒川第2浄水場を令和12年度を目途に廃止することとし、廃止後も安定的な給水を継続するために必要な整備に取り組む。

2 予算額

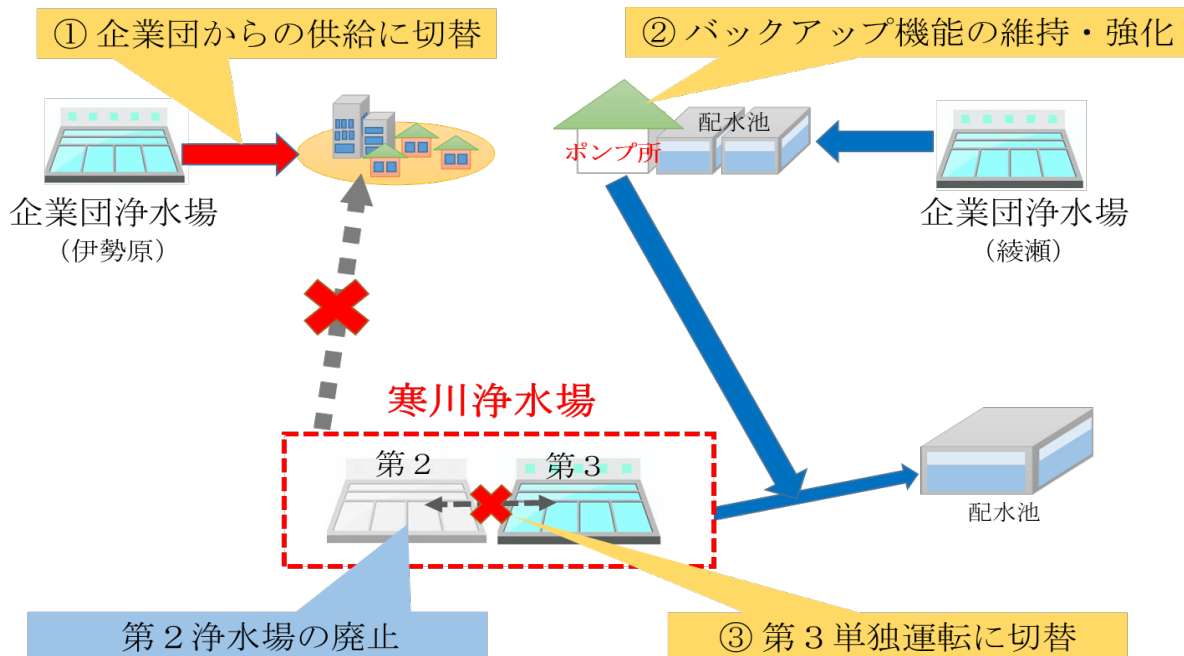
7億6,323万円

参考	寒川浄水場の概要	
第1浄水場	昭和11年完成	(昭和59年廃止)
第2浄水場	昭和42年完成	浄水能力 210,000m ³ /日※
第3浄水場	昭和49年完成	浄水能力 540,000m ³ /日※
(※浄水能力は令和6年1月末現在)		

3 事業内容

- (1) 神奈川県内広域水道企業団からの供給への切替
一部の地域について、企業団の浄水場からの供給へ切り替えるための基幹管路更新工事等を行う。
- (2) バックアップルートの確保
寒川浄水場のバックアップのため送水ポンプ所を整備し、事故等で停止するリスクに備えバックアップ機能の維持・強化を図る。
- (3) 第3浄水場単独運用への対応
第3浄水場が単独で運転できるよう、老朽化した電気設備の更新を行う。

イメージ図



㊦ 浄水場の再整備（谷ヶ原浄水場）

1 目的

谷ヶ原浄水場の土木施設や電機設備が今後更新の時期を迎えることから、脱炭素化や自然災害・セキュリティ対策を踏まえた、浄水処理施設全体の再整備を行う。

2 予算額

5, 176万円

参考 谷ヶ原浄水場の概要
 昭和17年給水開始
 昭和30年以降順次拡張 浄水能力 242,800m³/日※
 (※浄水能力は令和6年1月末現在)

3 事業内容

令和24年度末までの再整備を目指し、令和6年度は基本計画の策定に向けた基礎調査及び検討業務を委託する。

[主な検討項目]

- 処理フロー、処理方式
- 施設能力、施設規模
- 配置計画、施設計画
- 年次計画、概算事業費



谷ヶ原浄水場

4 スケジュール（予定）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11～R24
基本計画策定	→					
基本設計				→		
詳細設計						→ R11～R15
工事						→ R16～R24

水道施設耐震化事業

1 目的

地震災害等による発災直後の断水戸数の減少や復旧日数を短縮するため、「戦略的な管路整備」による管路の耐震化を進めるとともに、配水池等の耐震化にも取り組む。

2 予算額

219億7,924万円

・ 管路更新推進事業（再掲）	213億1,482万円
・ 浄水場及び配水池等の耐震化	6億6,442万円

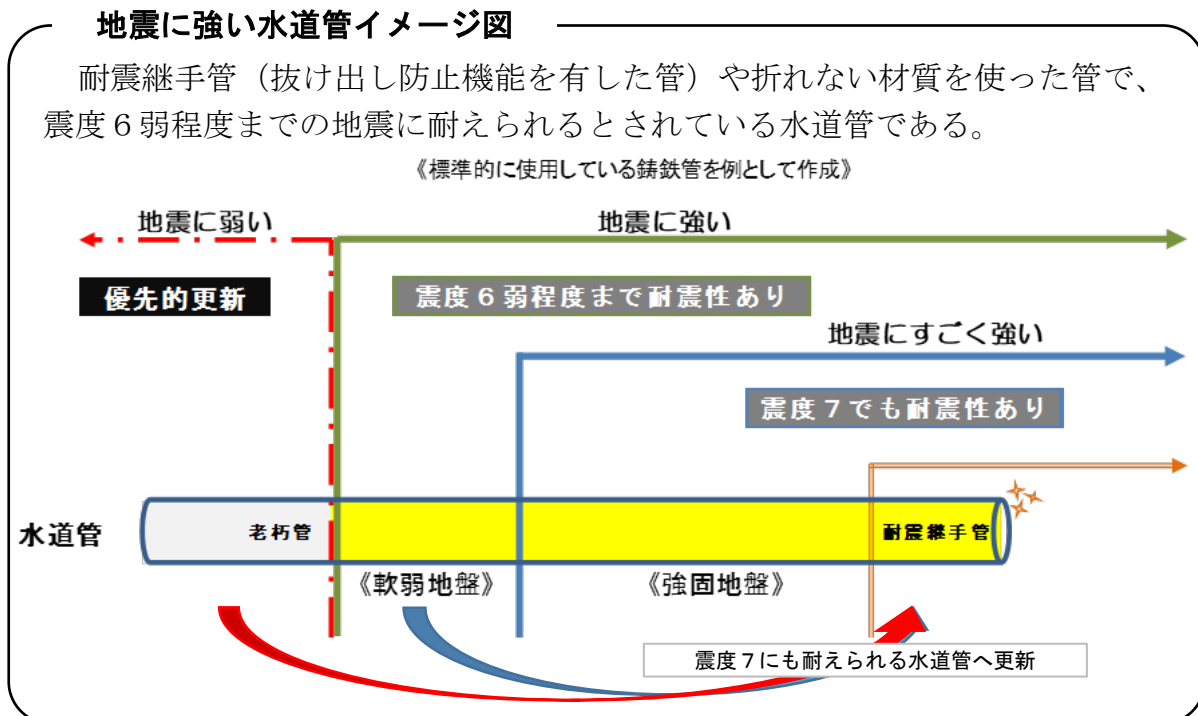
3 事業内容

(1) 管路更新推進事業（再掲）

「戦略的な管路整備」を推進し、基幹管路の耐震適合率を30年間で100%とする取組などを行う。

(2) 浄水場及び配水池等の耐震化

給水区域内で想定される最大規模の地震動に対応するため、浄水場や配水池等の耐震化を図る。



水道施設浸水対策事業

1 目的

相模川、目久尻川の氾濫で想定される浸水に対し、令和33年度まで運転を継続する予定の寒川第3浄水場の浸水防止対策を実施する。

2 予算額

1億4,682万円

・ 管理本館電気室	6,667万円
・ 別館ディーゼル室	5,748万円
・ 配水運用システム用予備電源設備	2,267万円

3 事業内容

(1) 管理本館電気室

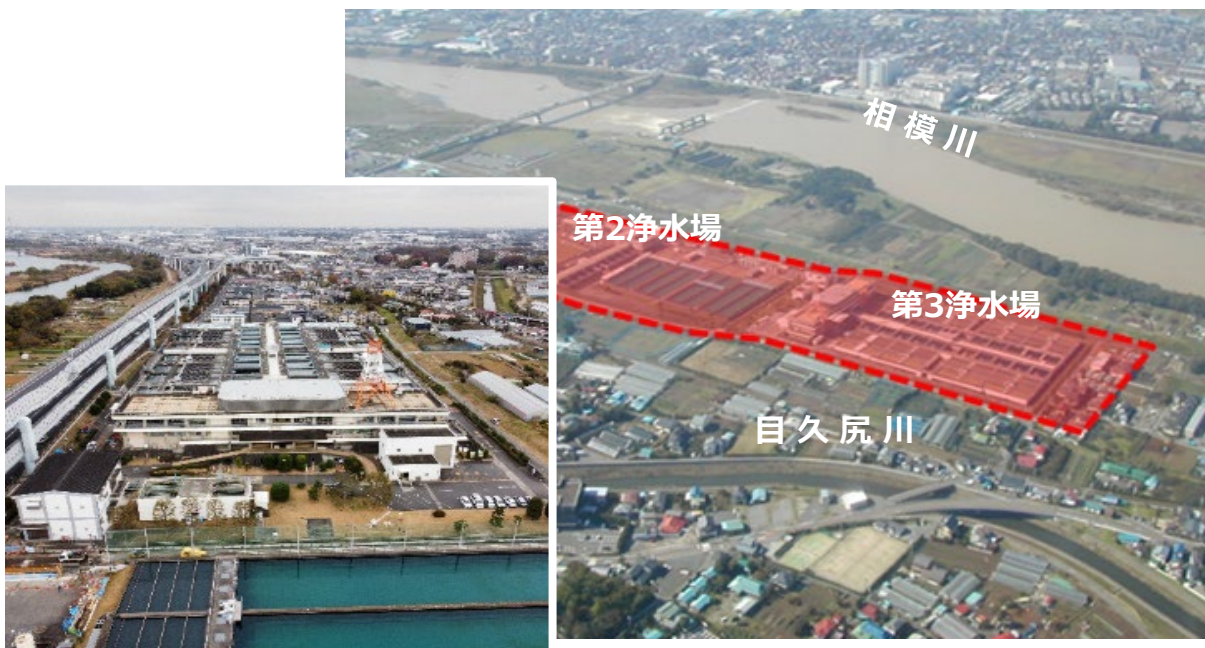
管理本館電気室について、止水扉の設置や壁補強等の浸水対策工事を行う。

(2) 別館ディーゼル室

無停電電源設備が整備された別館ディーゼル室について、止水扉の設置や開口部閉塞等の浸水対策工事を行う。

(3) 配水運用システム用予備電源設備

地上に設置している配水運用システム用予備発電設備について、管理本館屋上への移設工事を行う。



寒川浄水場

水道施設停電対策事業

1 目的

配水池へ水道水を供給する揚水ポンプ所の停電対策のため、電源車等から電力の供給を受けることができるようにポンプ所受電設備の更新を行う。

2 予算額

1億6,844万円

・ 緊急時給油業務委託	1,862万円
・ 受電設備の更新 (債務負担行為設定	1億4,020万円 ⑤ ー、⑥ 1億4,020万円)
・ 可搬型ディーゼル発電機の配備等	961万円

3 事業内容

(1) 緊急時給油業務委託

浄水場の非常用発電設備の燃料を確保するため、場内の備蓄分に加え、石油販売事業者が燃料を常時確保し、供給を受けるための体制を維持する。

(2) 受電設備の更新

ポンプ所等の受電設備の更新に併せて、緊急時に電源車等と速やかに接続するための設備を追加設置する。

(3) 可搬型ディーゼル発電機の配備等

可搬型ディーゼル発電機の配備や移動電源車の運転業務委託等を行う。

4 スケジュール

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	~R10年度
緊急時給油業務委託		▲ 契約	→			
受電設備の更新	→		毎年度順次更		1箇所更新 上野東部ポンプ所	毎年度更新
電源車の配備	→	→				
電源車の効率的な運用	配備	運用	→	手順書整備		



移動電源車に対応した設備

一部新

 水道施設脱炭素化事業

1 目的

脱炭素社会の実現に向け、水道施設の脱炭素化をさらに進めるため、設備の高効率化や照明器具のLED化を行うとともに、電気事業で発電した電力の寒川浄水場での活用等により、浄水場におけるCO₂排出量を大幅に削減する。

2 予算額

2億8,639万円

{	・ ポンプ設備の省エネ化	1億6,175万円
	・ 空調及び照明設備の省エネ化	1億2,464万円
	(債務負担行為設定	(R5) 8,771万円、(R6) 7,530万円)

3 事業内容

(1) ポンプ設備の省エネ化

稲荷ポンプ所等のポンプ設備について、老朽化したポンプ設備の更新に併せ、設備の高効率化を図る。(CO₂削減量:約8t/年)

(2) 空調及び照明設備の省エネ化

寒川浄水場や藤沢水道営業所等の空調及び照明設備について、老朽化した空調設備の更新に併せ、設備の高効率化を図るとともに、照明器具のLED化による省エネ化を図る。(CO₂削減量:約160t/年)

(3) **新** 寒川浄水場における電力の自己活用

寒川浄水場において使用するポンプ設備等の電力について、電気事業で発電した電力を活用することにより、浄水場におけるCO₂排出量の削減を図る。(CO₂削減量:約18,916t/年)



ポンプ設備 (稲荷ポンプ所)



寒川浄水場

⑧ データ連携強化事業

1 目的

別システムで管理している浄水場や配水池などの「送配水量」とお客様の「使用水量」のデータを連携することにより、配水系統ごとに集計・解析し、漏水の早期発見などを可能とするための機能を導入する。

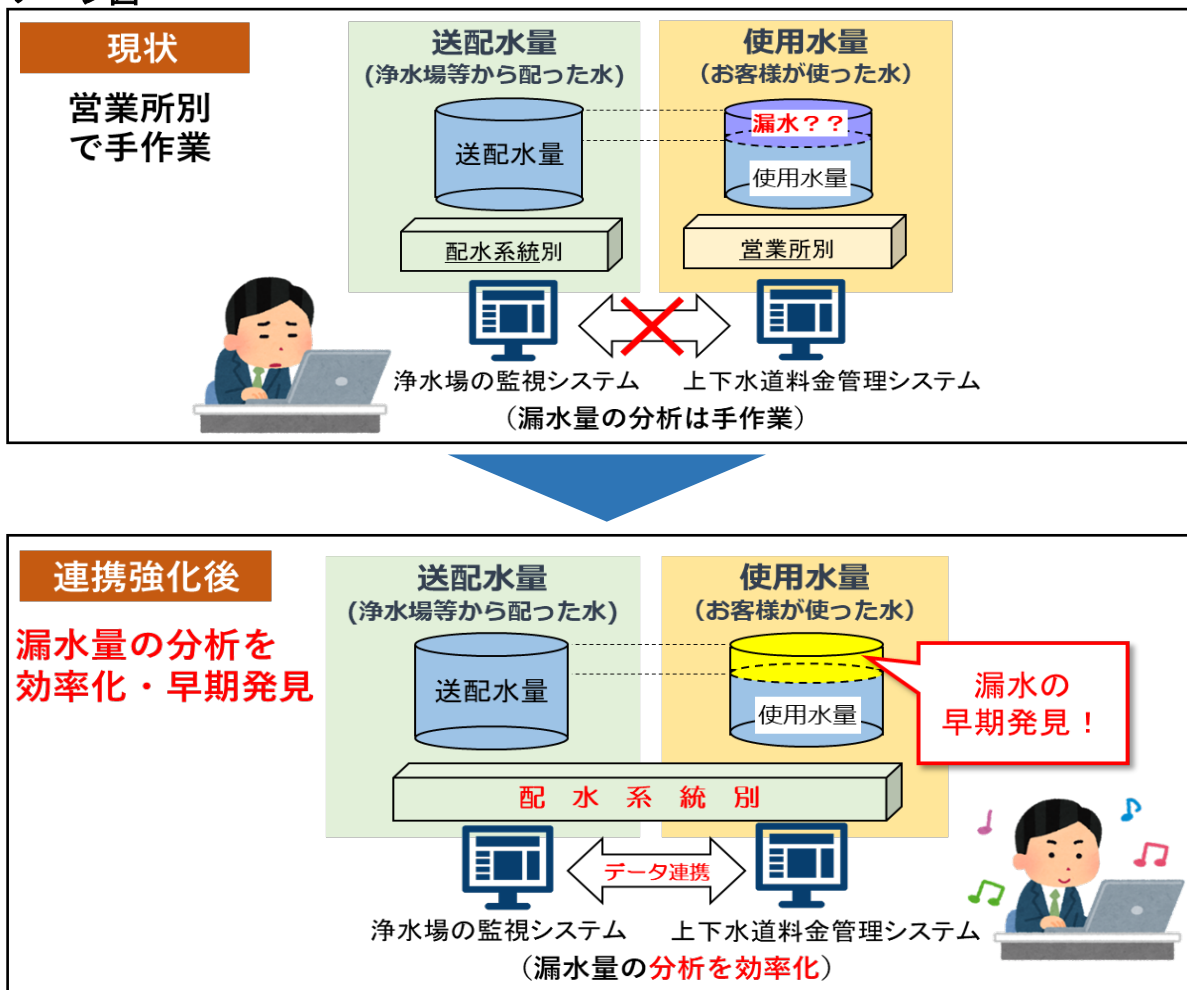
2 予算額

5, 439万円

3 事業内容

上下水道料金管理システムのデータに新たに配水系統情報を追加することで漏水分析データとしても活用し、漏水箇所の特定強化と分析精度の向上を図り、漏水などの異常要因の早期発見につなげる。

イメージ図



相模ダムリニューアル事業

1 目的

相模ダムを将来にわたり健全に保ち、ダムの機能を維持するため、令和5年度に策定した実施計画に基づき、老朽化したダムのゲート等の取替えや、ダム直下の洗堀された河床等の保護を行うための本体工事等に着手する。

[事業の概要] 下流施設工事（本体工事）

付帯工事（電気機械工事）、調査・設計委託

[概算工事費] 420億円※

※実施計画(令和5年度)時点

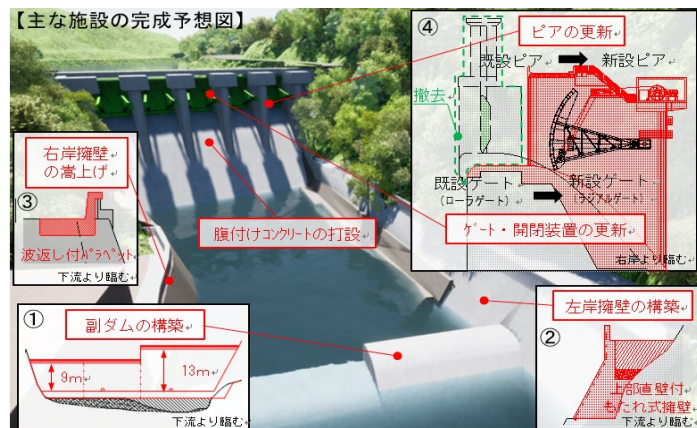
2 予算額

16億4,126万円

- ・ 下流施設工事（本体工事） 12億6,500万円
 - ・ 付帯工事（電気機械工事）等 3億7,626万円
- （継続費設定 109億6,300万円（下流施設工事、付帯工事等）
 (R6) 14億8,000万円、(R7) 35億8,700万円、(R8) 26億9,900万円、
 (R9) 17億6,400万円、(R10) 14億3,300万円）

3 事業内容

- (1) 下流施設工事（本体工事）
 実施設計等の成果を基に、仮栈橋や仮締切の構築等を行う。
- (2) 付帯工事（電気機械工事）等
 既設ゲート開閉装置の整備・移設などを行うとともに、設備の詳細設計などの調査設計委託を行う。



4 スケジュール（予定）

種別	R6	R7	R8	R9	～	R14	～	R21	R22	R23	R24
下流施設工事	→										
放流施設工事				→							
付帯工事	→										
調査・設計業務	→										

<参考> 調査・検討期間：令和元年度から令和5年度

⑧ 「蓄電所」 導入可能性の調査

1 目的

再生可能エネルギーを蓄え有効活用するため、「蓄電所」の新規導入に向け、設置場所や概算工事費、採算性等の調査を行う。

2 予算額

2, 906万円

3 事業内容

企業庁が管理する未利用地の活用を前提に、定置用蓄電所の導入について総合的に検討を行う。

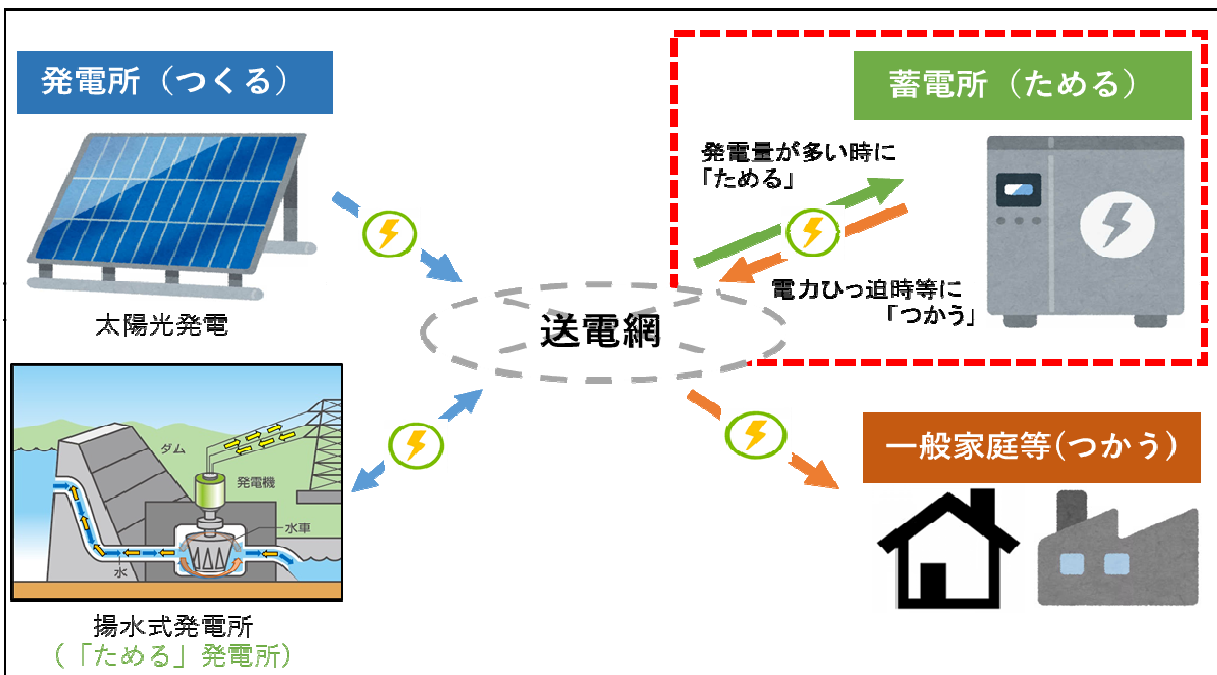
[主な調査・検討内容]

- 企業庁が管理する未利用地の現地調査
- 蓄電方式の比較・検討
- 土地利用に関する規制の確認
- 概算工事費の算出



蓄電所設置イメージ
(北海道電力ネットワーク南早来変電所内)

イメージ図



㊦ 発電設備業務支援システム構築事業

1 目的

電力の自由化に対応した「最適な事業管理体制」の確立を目指し、発電所の工事・点検作業スケジュール等のデータを一括管理・共有化する「業務支援システム」を構築する。

2 予算額

1, 687万円

3 事業内容

水力発電設備の運用にあたり共有する「停止予定表」及び「作業票」について、従来の紙による管理・共有からデータ一括管理にすることで、効率的な情報共有及び連絡の迅速化を図る。

イメージ図



Ⅷ 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例の概要

1 企業庁職員定数の改正

区 分	令和6年度 条例定数 (A)	令和5年度 条例定数 (B)	増 員 (A)－(B)
企 業 庁	人 1, 0 0 3	人 1, 0 0 1	人 2

2 改正の内容

改 正	現 行																																																				
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務 部 局 の 区 分</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公 営 企 業 管 理 者</td> <td>1,003 人</td> </tr> <tr> <td>議 会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選 挙 管 理 委 員 会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監 査 委 員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人 事 委 員 会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(学校以外の教育機関を含む。)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会 の所管に 属する学校</td> <td>校長及び教員 その他の職員 小 計</td> </tr> <tr> <td>労 働 委 員 会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>神奈川海区漁業調整委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	事 務 部 局 の 区 分	定 数	知 事	(略)	公 営 企 業 管 理 者	1,003 人	議 会		選 挙 管 理 委 員 会		監 査 委 員		人 事 委 員 会		教 育 委 員 会		(学校以外の教育機関を含む。)		教育委員会 の所管に 属する学校	校長及び教員 その他の職員 小 計	労 働 委 員 会		神奈川海区漁業調整委員会		合 計		<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務 部 局 の 区 分</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公 営 企 業 管 理 者</td> <td>1,001 人</td> </tr> <tr> <td>議 会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選 挙 管 理 委 員 会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監 査 委 員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人 事 委 員 会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(学校以外の教育機関を含む。)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会 の所管に 属する学校</td> <td>校長及び教員 その他の職員 小 計</td> </tr> <tr> <td>労 働 委 員 会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>神奈川海区漁業調整委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	事 務 部 局 の 区 分	定 数	知 事	(略)	公 営 企 業 管 理 者	1,001 人	議 会		選 挙 管 理 委 員 会		監 査 委 員		人 事 委 員 会		教 育 委 員 会		(学校以外の教育機関を含む。)		教育委員会 の所管に 属する学校	校長及び教員 その他の職員 小 計	労 働 委 員 会		神奈川海区漁業調整委員会		合 計	
事 務 部 局 の 区 分	定 数																																																				
知 事	(略)																																																				
公 営 企 業 管 理 者	1,003 人																																																				
議 会																																																					
選 挙 管 理 委 員 会																																																					
監 査 委 員																																																					
人 事 委 員 会																																																					
教 育 委 員 会																																																					
(学校以外の教育機関を含む。)																																																					
教育委員会 の所管に 属する学校	校長及び教員 その他の職員 小 計																																																				
労 働 委 員 会																																																					
神奈川海区漁業調整委員会																																																					
合 計																																																					
事 務 部 局 の 区 分	定 数																																																				
知 事	(略)																																																				
公 営 企 業 管 理 者	1,001 人																																																				
議 会																																																					
選 挙 管 理 委 員 会																																																					
監 査 委 員																																																					
人 事 委 員 会																																																					
教 育 委 員 会																																																					
(学校以外の教育機関を含む。)																																																					
教育委員会 の所管に 属する学校	校長及び教員 その他の職員 小 計																																																				
労 働 委 員 会																																																					
神奈川海区漁業調整委員会																																																					
合 計																																																					

3 施行期日

令和6年4月1日

Ⅸ 令和5年度2月補正予算（その1）総括表

（単位 千円）

会計名	勘定区分		補正前の額	補正額	計	区分	補正前の額	補正額	計
水道事業会計	損益	収入	60,831,758	—	60,831,758	当年度利益剰余金	347,929	—	347,929
		支出	58,021,050	—	58,021,050				
	資本	収入	21,122,566	—	21,122,566	補填財源使用額	20,444,902	—	20,444,902
		支出	41,567,468	—	41,567,468				
	計	収入	81,954,324	—	81,954,324				
		支出	99,588,518	—	99,588,518				
電気事業会計	損益	収入	8,567,331	—	8,567,331	当年度利益剰余金	129,521	0	129,521
		支出	8,303,342	—	8,303,342				
	資本	収入	704,888	2,503	707,391	補填財源使用額	1,853,983	△ 2,503	1,851,480
		支出	2,558,871	—	2,558,871				
	計	収入	9,272,219	2,503	9,274,722				
		支出	10,862,213	—	10,862,213				
公営企業資金等運用事業会計	損益	収入	875,311	—	875,311	当年度利益剰余金	239,206	—	239,206
		支出	693,139	—	693,139				
	資本	収入	4,442,853	—	4,442,853	補填財源使用額	3,826,046	—	3,826,046
		支出	8,268,899	—	8,268,899				
	計	収入	5,318,164	—	5,318,164				
		支出	8,962,038	—	8,962,038				
相模川総合開発共同事業会計	損益	収入	2,393,507	—	2,393,507	当年度利益剰余金	0	—	0
		支出	2,393,507	—	2,393,507				
	資本	収入	270,845	—	270,845	補填財源使用額	—	—	—
		支出	270,845	—	270,845				
	計	収入	2,664,352	—	2,664,352				
		支出	2,664,352	—	2,664,352				
酒匂川総合開発事業会計	損益	収入	1,552,079	—	1,552,079	当年度利益剰余金	0	—	0
		支出	1,552,079	—	1,552,079				
	資本	収入	39,437	—	39,437	補填財源使用額	—	—	—
		支出	39,437	—	39,437				
	計	収入	1,591,516	—	1,591,516				
		支出	1,591,516	—	1,591,516				
合計	損益	収入	74,219,986	—	74,219,986	当年度利益剰余金	716,656	—	716,656
		支出	70,963,117	—	70,963,117				
	資本	収入	26,580,589	2,503	26,583,092	補填財源使用額	26,124,931	△ 2,503	26,122,428
		支出	52,705,520	—	52,705,520				
	計	収入	100,800,575	2,503	100,803,078				
		支出	123,668,637	—	123,668,637				

(2月補正予算(その1)の内容)

1 柿生発電所水車及び発電機更新に伴う増電力量検討事業に係る収入

「令和5年度水力発電導入加速化事業補助金」の交付決定に伴い、同補助金を収入する。

(1) 電気事業会計

ア 資本的収入

(ア) その他補助金の増 250万円

X 令和5年度2月補正予算（その2）総括表

（単位 千円）

会計名	勘定区分		補正前の額	補正額	計	区分	補正前の額	補正額	計
水道事業会計	損益	収入	60,831,758	—	60,831,758	当年度利益剰余金	347,929	—	347,929
		支出	58,021,050	—	58,021,050				
	資本	収入	21,122,566	—	21,122,566	補填財源使用額	20,444,902	—	20,444,902
		支出	41,567,468	—	41,567,468				
	計	収入	81,954,324	—	81,954,324				
		支出	99,588,518	—	99,588,518				
電気事業会計	損益	収入	8,567,331	—	8,567,331	当年度利益剰余金	129,521	—	129,521
		支出	8,303,342	—	8,303,342				
	資本	収入	707,391	—	707,391	補填財源使用額	1,851,480	—	1,851,480
		支出	2,558,871	—	2,558,871				
	計	収入	9,274,722	—	9,274,722				
		支出	10,862,213	—	10,862,213				
公営企業資金等運用事業会計	損益	収入	875,311	—	875,311	当年度利益剰余金	239,206	—	239,206
		支出	693,139	—	693,139				
	資本	収入	4,442,853	—	4,442,853	補填財源使用額	3,826,046	—	3,826,046
		支出	8,268,899	—	8,268,899				
	計	収入	5,318,164	—	5,318,164				
		支出	8,962,038	—	8,962,038				
相模川総合開発共同事業会計	損益	収入	2,393,507	—	2,393,507	当年度利益剰余金	0	—	0
		支出	2,393,507	—	2,393,507				
	資本	収入	270,845	—	270,845	補填財源使用額	—	—	—
		支出	270,845	—	270,845				
	計	収入	2,664,352	—	2,664,352				
		支出	2,664,352	—	2,664,352				
酒匂川総合開発事業会計	損益	収入	1,552,079	—	1,552,079	当年度利益剰余金	0	—	0
		支出	1,552,079	—	1,552,079				
	資本	収入	39,437	82,445	121,882	補填財源使用額	—	—	—
		支出	39,437	82,445	121,882				
	計	収入	1,591,516	82,445	1,673,961				
		支出	1,591,516	82,445	1,673,961				
合計	損益	収入	74,219,986	—	74,219,986	当年度利益剰余金	716,656	—	716,656
		支出	70,963,117	—	70,963,117				
	資本	収入	26,583,092	82,445	26,665,537	補填財源使用額	26,122,428	—	26,122,428
		支出	52,705,520	82,445	52,787,965				
	計	収入	100,803,078	82,445	100,885,523				
		支出	123,668,637	82,445	123,751,082				

(2月補正予算(その2)の内容)

1 三保ダム取水口設備詳細設計業務委託等に係る収入及び支出

三保ダム取水口設備詳細設計業務委託等を前倒しで実施することから、設計等に係る経費の収入及び支出を補正する。

(1) 酒匂川総合開発事業会計

ア 資本的収入

(ア) 三保ダム施設改良受託収入の増 8,244万円

イ 資本的支出

(ア) 三保ダム施設改良費の増 8,244万円

XI 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

水需要の減少を背景に水道料金収入が減少する中、将来にわたる持続可能な水道の実現に向けて、大規模地震に備えた戦略的な水道施設整備等を着実に進めるため、料金体系や料金水準等について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 用途別料金体系から口径別料金体系への見直し
- (2) 口径別に基本水量及び基本料金を設定
- (3) 家事用、業務用及び一時用の従量料金を統合

第37条第1項の表を次のように改める。

専用給水装置の給水目的の区分	量水器の区分	料金の種別		
		基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	
	口径25ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分 20円
				8立方メートルを超え15立方メートル以下の分 153円
				15立方メートルを超え20立方メートル以下の分 164円
				20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 220円
				30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 285円
				50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 310円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分 338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 366円
				1,000立方メートルを超える分 463円 (家事用)

				にあつては、 366円)	
家事用 業務用 一時用	口径30 ミリメ ートル	10立方メートル 以下の分	1,300円	10立方メートルを超え15 立方メートル以下の分	153円
				15立方メートルを超え20 立方メートル以下の分	164円
				20立方メートルを超え30 立方メートル以下の分	220円
				30立方メートルを超え50 立方メートル以下の分	285円
				50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	310円
				100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	338円
				300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	366円
				1,000立方メートルを超 える分	463円 (家事用 にあつ ては、 366円)
	口径40 ミリメ ートル	30立方メートル 以下の分	6,000円	30立方メートルを超え50 立方メートル以下の分	285円
				50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	310円
100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分				338円	
300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分				366円	
1,000立方メートルを超 える分				463円 (家事用 にあつ ては、 366円)	
口径50 ミリメ ートル	50立方メートル 以下の分	11,500円	50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	310円	
			100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	338円	
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	366円	

			463円 (家事用にあつては、366円)
口径75 ミリメ ートル	100立方メートル 以下の分	27,010円	100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分 338円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分 366円
			1,000立方メートルを超 える分 463円 (家事用にあつては、 366円)
口径 100ミ リメー ートル	150立方メートル 以下の分	45,030円	150立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分 338円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分 366円
			1,000立方メートルを超 える分 463円 (家事用にあつては、 366円)
口径 150ミ リメー ートル	350立方メートル 以下の分	119,100円	350立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分 366円
			1,000立方メートルを超 える分 463円 (家事用にあつては、 366円)
口径 200ミ リメー ートル	500立方メートル 以下の分	195,460円	500立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分 366円
			1,000立方メートルを超 える分 463円 (家事用にあつては、 366円)
口径 250ミ リメー ートル	800立方メートル 以下の分	315,640円	800立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分 366円
			1,000立方メートルを超 える分 463円 (家事用にあつては、 366円)

				366円)	
	口径 300ミ リメー トル	1,200立方メー トル以下の分	489,000円	1,200立方メー トルを超 える分 463円 (家事用 にあつ ては、 366円)	
公衆浴 場用	口径 300ミ リメー トル以 下	4立方メー トル以 下の分	890円	4立方メー トルを超え8 立方メー トル以下の分	20円
				8立方メー トルを超え る分	57円

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和6年10月1日

(2) 経過措置

改正後の神奈川県営上水道条例（以下「新条例」という。）第37条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和7年9月30日までの間における水道料金について、次のとおり経過措置を設ける。

附則別表第1

専用給 水装置 の給水 目的の 区分	量水器 の区分	料金の種別		
		基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	
口径25 ミリメ ートル 以下	4立方メートル以下 の分	846円	4立方メートルを超え8 立方メートル以下の分	19円
			8立方メートルを超え15 立方メートル以下の分	145円
			15立方メートルを超え20 立方メートル以下の分	156円
			20立方メートルを超え30 立方メートル以下の分	209円
			30立方メートルを超え50 立方メートル以下の分	271円
			50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	295円
			100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	321円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円

家事用 業務用 一時用				1,000立方メートルを超える分	440円 (家事用にあつては、348円)
	口径30 ミリメ ートル	10立方メートル以下の分	1,236円	10立方メートルを超え15立方メートル以下の分	145円
				15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	156円
				20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	209円
				30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	271円
				50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	295円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	321円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	348円
				1,000立方メートルを超える分	440円 (家事用にあつては、348円)
	口径40 ミリメ ートル	30立方メートル以下の分	5,704円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	271円
				50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	295円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	321円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	348円
				1,000立方メートルを超える分	440円 (家事用にあつては、348円)
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	295円	
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	321円	

口径50 ミリメ ートル	50立方メートル以下 の分	10,934円	300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
			1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
口径75 ミリメ ートル	100立方メートル以 下の分	25,682円	100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	321円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
			1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
口径 100ミ リメー ートル	150立方メートル以 下の分	42,814円	150立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	321円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
			1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
口径 150ミ リメー ートル	350立方メートル以 下の分	113,242円	350立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
			1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
口径 200ミ リメー ートル	500立方メートル以 下の分	185,846円	500立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
			1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
			800立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円

	口径 250ミ リメー トル	800立方メートル以 下の分	300,116円	1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
	口径 300ミ リメー トル	1,200立方メートル 以下の分	464,950円	1,200立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
公衆浴 場用	口径 300ミ リメー トル以 下	4立方メートル以下 の分	846円	4立方メートルを超え8 立方メートル以下の分	19円
				8立方メートルを超える 分	57円

新条例第37条第1項の規定にかかわらず、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間における水道料金について、次のとおり経過措置を設ける。

附則別表第2

専用給 水装置 の給水 目的の 区分	量水器 の区分	料金の種別		
		基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	
口径25 ミリメ ートル 以下	4立方メートル以下 の分	868円	4立方メートルを超え8 立方メートル以下の分	20円
			8立方メートルを超え15 立方メートル以下の分	149円
			15立方メートルを超え20 立方メートル以下の分	160円
			20立方メートルを超え30 立方メートル以下の分	215円
			30立方メートルを超え50 立方メートル以下の分	278円
			50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	302円
			100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	330円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円

			452円 (家事用にあつては、357円)	
口径30 ミリメ ートル	10立方メートル以下の分	1,268円	1,000立方メートルを超える分	
			10立方メートルを超え15立方メートル以下の分	149円
			15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	160円
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	215円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	278円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	302円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	330円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	357円
			452円 (家事用にあつては、357円)	
口径40 ミリメ ートル	30立方メートル以下の分	5,852円	1,000立方メートルを超える分	
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	278円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	302円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	330円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	357円
			452円 (家事用にあつては、357円)	
			1,000立方メートルを超える分	
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	302円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	330円

家事用 業務用 一時用	口径50 ミリメ ートル	50立方メートル以下 の分	11,216円	300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円
				1,000立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
	口径75 ミリメ ートル	100立方メートル以 下の分	26,346円	100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	330円
				300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円
				1,000立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
	口径 100ミ リメー ートル	150立方メートル以 下の分	43,922円	150立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	330円
300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分				357円	
1,000立方メートルを超 える分				452円 (家事用 にあっ ては、 357円)	
口径 150ミ リメー ートル	350立方メートル以 下の分	116,170円	350立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円	
			1,000立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)	
口径 200ミ リメー ートル	500立方メートル以 下の分	190,654円	500立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円	
			1,000立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)	
			800立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円	

	口径 250ミ リメー トル	800立方メートル以 下の分	307,878円	1,000立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
	口径 300ミ リメー トル	1,200立方メートル 以下の分	476,974円	1,200立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
公衆浴 場用	口径 300ミ リメー トル以 下	4立方メートル以下 の分	868円	4立方メートルを超え8 立方メートル以下の分	20円
				8立方メートルを超える 分	57円